

我孫子市開発行為に関する条例施行規則の一部を改正する規則

我孫子市開発行為に関する条例施行規則（平成19年規則第51号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
○我孫子市開発行為に関する条例施行規則 平成19年10月30日規則第51号			○我孫子市開発行為に関する条例施行規則 平成19年10月30日規則第51号		
別表第1（第6条、第10条関係）			別表第1（第6条、第10条関係）		
協議担当課		主な協議事項	協議担当課		主な協議事項
企画総務部の項から子ども部の項まで 略	略	略	企画総務部の項から子ども部の項まで 略	略	略
環境経済部	生活衛生課	ごみ集積所、騒音、埋立て及び土壌汚染等に関すること。	環境経済部	手賀沼課	騒音、埋立て及び土壌汚染等に関すること。
	商業観光課	商業施設、観光施設等に関すること。	商業観光課	クリーンセンター	ごみ集積所に関すること。
商業観光課	商業観光課	商業施設、観光施設等に関すること。	商業観光課	商業観光課	商業施設、観光施設等に関すること。

	企業立地推進課	企業立地に関すること。
	農政課	森林法（昭和26年法律第249号）、農地法（昭和27年法律第229号）等に関すること。
建設部	道路課	道路施設、排水施設及び都市計画道路の整備に関すること。
	交通政策課	自転車駐車施設に関すること。
	下水道課	下水道施設に関すること。
	治水課	雨水排水施設及び水路施設に関すること。
都市部の項から農業委員会事務局の項ま	略	略

	企業立地推進課	企業立地に関すること。
	農政課	森林法（昭和26年法律第249号）、農地法（昭和27年法律第229号）等に関すること。
建設部	道路課	道路施設、排水施設、都市計画道路の整備及び自転車駐車施設に関すること。
	下水道課	下水道施設に関すること。
	治水課	雨水排水施設及び水路施設に関すること。
都市部の項から農業委員会事務局の項ま	略	略

で	略	
---	---	--

で	略	
---	---	--

別表第3（第8条関係）

企画政策課 市民協働推進課 健康
 づくり支援課 高齢者支援課 障害
 者支援課 子ども支援課 保育課
生活衛生課 商業観光課 企業立地
 推進課 農政課 道路課 交通政策
課 下水道課 治水課 都市計画課
 建築住宅課 公園緑地課 市街地整
 備課 消防本部警防課 水道局経営
 課 教育委員会総務課 学校教育課
 文化・スポーツ課 農業委員会事務
 局

企画政策課 市民協働推進課 健康
 づくり支援課 高齢者支援課 障害
 者支援課 子ども支援課 保育課
手賀沼課 クリーンセンター 商業
 観光課 企業立地推進課 農政課
 道路課 下水道課 治水課 都市計
 画課 建築住宅課 公園緑地課 市
 街地整備課 消防本部警防課 水道
 局経営課 教育委員会総務課 学校
 教育課 文化・スポーツ課 農業委
 員会事務局

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。